

平成 21 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 20 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	24102101	
事務事業名	地域医療整備事業	
予算書の仕事名	4. 地域医療整備事業	
事業期間	開始年度	平成18年度
	終了年度	
	当面継続	
	業務分類	5. ソフト事業
実施方法	○ 1. 指定管理者代行	○ 2. アウトソーシング
	○ 3. 負担金・補助金	● 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	02050100
部名等	民生部	
課名等	健康センター	
係名等	健康づくり係	
記入者氏名	長井 仁美	
電話番号	0765-24-3999	

政策体系上の位置付け	コード2	241011
政策の柱	第2章 安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第4節 健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	1. 生涯にわたる健康づくりの推進	
区分	健康づくり・疾病予防	
基本事業名	健康増進計画の推進	

予算科目	コード3	001040101
会計	一般会計	
款	4. 衛生費	
項	1. 保健衛生費	
目	1. 健康センター費	

◆事業概要（どのような事業か）					単位	実績		計画			
○目的 がんは、死亡原因の第1位となっており、核医学診断装置及び付属システム（以下PET／CT装置）によりがんの早期発見・早期治療を行うことで、健康寿命を延伸する。 また、地域がん診療連携拠点病院を担う富山労災病院へ検査装置を貸与することにより、市民および県民に対し、がんに関する質の高い医療提供体制を促進することができる。						19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
○概要 富山労災病院への検査装置の貸与											
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 魚津市民および検査を必要とするがん患者（再発していないか検査するため）	➡	対象指標	① 魚津市民	人	46,459	46,036	46,000	45,500	45,500	
				②							
				③							
手段	<平成20年度の主な活動内容> 富山労災病院に検診業務委託およびPET／CT装置の貸与 *平成21年度の変更点 変更なし	➡	活動指標	① 実施施設	場所	1	1	1	1	1	
				② 受診者数（保険診療分）	人	568	380	400	400	400	
				③ 受診者数（市内保険診療分：市助成）	人	203	132	150	150	150	
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 全身のがんやその他の疾病の早期発見をすることができることで、早期の治療が可能となる。また、がんの死亡率の減少につながる。	➡	成果指標	① 要精検率（全体）	%	0.13	0.10	0.10	0.10	0.10	
				② がん死亡率（魚津市） 人口10万対	%	294.40	280.00	280.00	280.00	280.00	
				③ がん死亡率（富山県） 人口10万対	%	301.20	280.00	280.00	280.00	280.00	
その結果	<施策の目指すがた> ○市民の間で「自分の健康は自分で守る」という意識が高まっています				↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						
◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか） 「がん」は今や日本人の死亡原因の第1位であり、富山県は多いほうに属し、とりわけ魚津市は男性の標準化死亡比が胃がん(187.7)と肺がん(143.0)で県内第1位を占めている。この高死亡率の対策の一環として、微小な病変の発見が可能であり、早期がん、再発の発見や病変の進行の評価がより正確に行えるPET／CT装置を平成18年6月から富山県で初めて導入し、富山労災病院にがん検診業務を委託することとした。					財源内訳	①国・県支出金 (千円)	0	0	0	0	0
						②地方債 (千円)	1,800	0	0	0	0
						③その他(使用料・手数料等) (千円)	18,000	0	33,000	88,000	88,000
						④一般財源 (千円)	42,228	61,397	43,398	108,560	108,560
						A. 予算(決算)額(①～④の合計) (千円)	62,028	61,397	76,398	196,560	196,560
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 平成18年6月にがん対策基本法が公布され、市の責務として専門的ながん医療の提供等を行う医療機関の整備を図るための必要な施策を講ずることが明記された。平成19年6月に富山労災病院にPET／CT装置を導入した。また、富山労災病院核医学PET診断センターが開設された。その後、平成19年11月にとやまPET画像診断センターが開設された。					①事務事業に携わる正規職員数 (人)	1	3	1	1	1	
					②事務事業の年間所要時間 (時間)	20	124	50	60	60	
					B. 人件費（②×人件費単価/千円） (千円)	80	521	210	252	252	
					事務事業に係る総費用（A+B） (千円)	62,108	61,918	76,608	196,812	196,812	
					(参考) 人件費単価 (円/時間)	4,010	4,205	4,205	4,205	4,205	
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） 議会：PET／CTの活用促進や利用状況について					◆県内他市の実施状況	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)					
					● 把握している ○ 把握していない	➡	PET／CT装置については、富山大学病院、砺波総合病院、黒部市民病院などに導入されている。 平成19年11月20日に「とやまPET画像診断センター」が開設されている（検診料金89,500円、受診者へ検診料金の助成を実施している市町村はない）。富山労災病院は検診料金89,000円。				

平成 21 年度 魚津市事務事業評価表 （平成 20 年度分に係る評価）

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度（事務事業の施策の目指すがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）	
☒ 直結度大 ☐ 直結度中 ☐ 直結度小	説明 検診を受診し、自身の健康を確認することは、疾病の早期発見・治療や受診者の意識を高めることにつながっている。
2. 市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）	
☐ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☐ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当 ☒ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当 ☐ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	なし
3. 目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）	
なし	説明 住民の健康増進志向の高まりにより、新規での受診が増加していけば、がんの早期発見や悪化予防につながる。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）	
なし	説明 既に利用している方もいるが、PET/CT検査を検診として利用している場合は、胃・大腸・子宮・乳房・肺がん検診など他の検診と併用し、より正確な診断を受けることができる。疾病の治療を目的とした検査の場合は、保険診療の対象となるため、健康センターでのがん検診などと併用はできない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 予算は委託料と使用料及び賃借料であり、削減の余地はない。
7. 人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 主な業務は、貸与に関する契約にかかる事務でありこれ以上は削減できない。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）	
特定受益者なし・負担なし 適正化の余地なし	説明 機器貸与事業なので、特定受益者はいない。
9. 本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）	
☐ 高い ☒ 平均 ☐ 低い	説明 同上

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）	
☐ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☒ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☐ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☒ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☒ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止		年度	
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☐ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期	次年度（平成22年度）	魚津市の死因別死亡第1位を占めるがんの資料体制の整備を図るため、富山労災病院に放射線治療装置（リニアック）のを有償貸与する予定である。PET/CTで早期に発見された「がん」患者を同病院で治療に結びつけ、患者の増加に繋げることができる。	コストの方向性 増加
	中・長期的（3～5年間）	今後も市民病院の存在である富山労災病院に対し、機器等の貸与など支援していく。また、市民が安心して検診・医療を受けられるような医療体制の整備を推進していく。	成果の方向性 維持

★課長総括評価（一次評価）

魚津市の三大死因別死亡率第一位が、がんでありPET/CT検査により早期発見早期治療を行うことにより、健康寿命の延伸に繋がる。また、富山労災病院は、県の「がん診療連携拠点病院」の指定を受けており、この検査装置を貸与することにより住民に対し、がんに関する質の高い医療提供体制を促進することができる。	二次評価の要否 不要
---	-------------------

平成 21 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 20 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	24101202					
事務事業名	健康づくり推進事業					
予算書の事業名	1. 健康づくり推進事業					
事業期間	開始年度	平成18年度	終了年度	当面継続	業務分類	5. ソフト事業
実施方法	☐ 1. 指定管理者代行	☒ 2. アウトソーシング		☒ 3. 負担金・補助金	☐ 4. 市直営	

部・課・係名等	コード1	02050100
部名等	民生部	
課名等	健康センター	
係名等	健康づくり係	
記入者氏名	経澤 愛里	
電話番号	0765-24-3999	

政策体系上の位置付け	コード2	241012
政策の柱	第2章 安心して健やかにくらすためのまち	
政策名	第4節 健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	1. 生涯にわたる健康づくりの推進	
区分	健康づくり・疾病予防	
基本事業名	健康づくり活動の普及	

予算科目	コード3	001040104
会計	一般会計	
款	4. 衛生費	
項	1. 保健衛生費	
目	4. 健康増進事業費	

◆事業概要（どのような事業か） 市民の健康づくり意識を高め、総合的な健康づくりを推進するため、市民参加による健康づくり事業を実施する。 ①平成18年度に作成した「魚津市健康づくりプラン」の啓発、推進、HPやCATVを利用した健康づくりの啓発 ②乳幼児から高齢者まで世代に応じた健康づくり教室や栄養教室、歩こう会などの実施 ③保健衛生推進員や食生活改善推進員などの育成と組織での活動支援			単位	実績		計画				
				19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 市民	対象指標	① 市民	人	46,459	46,036	45,000	45,000	45,000	
			②							
			③							
手段	<平成20年度の主な活動内容> ①健康講座、健康づくりイベント、栄養教室、健康体操教室、歩こう会、体育指導員との連携事業等の開催。 ②保健衛生推進員研修会、地区協議会活動支援、食生活推進員研修会、活動支援、健康体操組織活動、指導員育成。 *平成21年度の変更点 上記の充実	活動指標	① 健康づくり推進員数（食改、保健衛生、体操指導員）	人	450	450	460	480	480	
			② 健康づくり事業実施回数	回	100	100	100	100	100	
			③ 健康づくり推進員活動回数（食改、保健衛生、体操指導員）	回	670	670	670	670	670	
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 「自分の健康は自分で守る」という意識が高まる。 自己の健康管理ができ、生活習慣の行動変容ができることにより、市民一人ひとりが健康増進を図ることができる。 子どもの頃から健全な生活習慣を確立するとともに、成人になってからの生活習慣改善により、生活習慣病の予防ができる。。	成果指標	① 健康づくり事業参加者数（延）	人	1,200	1,318	1,400	1,500	1,500	
			② 健康づくり推進員活動参加数（食改、保健衛生、体操指導員）	人	12,500	12,500	12,500	12,500	12,500	
			③ 健康であると自覚している人の割合（調査時）	%						
その結果	<施策の目指すがた> ○市民の間で「自分の健康は自分で守る」という意識が高まっています ○市民一人ひとりが、年齢など自分の特性に応じて主体的に健康づくりに取り組んでいます ○心身ともに健康である人が増加しています		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入 H18魚津市健康づくりプラン策定時、市民の健康に関する意識調査。（H18 71.7%）次回はH22、見直しで実施予定。							
◆この事務事業開始のきっかけ（何年頃）からどのようなきっかけで始まったか） 昭和58年の老人保健法による健康教育として実施。			財源内訳	①国・県支出金	（千円）	732	717	718	720	720
			②地方債	（千円）	0	0	0	0	0	
			③その他（使用料・手数料等）	（千円）	0	0	0	0	0	
			④一般財源	（千円）	865	445	844	800	800	
			A. 予算（決算）額（①～④の合計）	（千円）	1,597	1,162	1,562	1,520	1,520	
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 上記の法施行より、当市では平成18年に「魚津市健康増進プラン」を策定し、市民や地域とともに健康づくりを進めている。また、医療制度改革により、平成20年度からは、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査と特定保健指導が医療保険者に義務付けられるため、市民の健康づくりに対する関心と実践活動が期待される。			①事務事業に携わる正規職員数	（人）	8	10	9	9	9	
			②事務事業の年間所要時間	（時間）	1,840	1,920	1,800	1,800	1,800	
			B. 人件費（②×人件費単価/千円）	（千円）	7,378	8,074	7,569	7,569	7,569	
			事務事業に係る総費用（A+B）	（千円）	8,975	9,236	9,131	9,089	9,089	
			（参考）人件費単価	（円/時間）	4,010	4,205	4,205	4,205	4,205	
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） 「魚津市健康増進プラン」策定委員会や議会からも市民の健康づくりに対する関心が高くなってきており、生活習慣病対策や医療費対策、市民の健康づくり対策の要望が多い。			◆県内他市の実施状況	（把握している内容又は把握していない理由の記入欄） 他市町村も同様、健康増進法、健康づくり計画に基づき実施している。						
			● 把握している ○ 把握していない							

平成 21 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 20 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度（事務事業の施策の目指すがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）	
☒ 直結度大 ☐ 直結度中 ☐ 直結度小	説明 健康づくり事業を実施すること市民の健康づくりへの高揚がみられ、生活習慣病予防や医療費削減につながる。
2. 市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）	
☒ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☐ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当 ☐ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	健康増進法（平成14年法律103号）第17条第1項
3. 目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）	
なし	説明 適切である

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）	
あり	説明 健康増進プランでは、「健康寿命を0.5歳延ばす」ことを目標としており、今後もますます健康増進や疾病予防を取り組む必要がある。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）	
あり	説明 教育委員会や地域組織、スポーツ組織との連携を強化していくことで健康、運動など関係部署が一体的に取り組むことができ、重複した事業を見直すことや効果的な事業ができる。具体的には、健康づくり教室（テーマ：疾病予防やウォーキング）、健康づくりボランティア養成講座、健康体操教室、スポーツイベントに健康チェックコーナーを開設するなど

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 住民主体の活動も多く最小限の事業費で行なっている。
7. 人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 上記に同じであるが、ボランティア養成も進める必要がある。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）	
特定受益者あり・負担なし	説明 参加費や栄養教室などについては、一部（実費相当）自己負担がある。（料理教室等の食事代、検査料など）
適正化の余地なし	
9. 本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）	
☐ 高い ☒ 平均 ☐ 低い	説明 他市も同様である。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）	
☐ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☒ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☐ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☐ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☒ 市民などのニーズが急速に高まっている ☐ 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☐ 適切	☒ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☐ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止		年度	
☒ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☒ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成22年度）	健康づくりの推進、評価について、健康づくり推進協議会で進行管理しながら、事業を推進していく。	コストの方向性
	中・長期的（3～5年間）	同様	成果の方向性
			維持
			向上

★課長総括評価（一次評価）

魚津市総合計画に基づき作成した「魚津市健康増進プラン」の啓発、推進を図ることにより、ライフステージに応じた健康づくりが進み「健康寿命を0.5歳」延ばすというプランの目標の達成に繋がる。	二次評価の要否
	不要

平成 21 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 20 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	24101201	
事務事業名	食育推進事業	
予算書の事業名	2.食育推進事業	
事業期間	開始年度	平成20年度
	終了年度	
	当面継続	
	業務分類	5. ソフト事業
実施方法	○ 1. 指定管理者代行	● 2. アウトソーシング
	○ 3. 負担金・補助金	● 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	02050100
部名等	民生部	
課名等	健康センター	
係名等	健康づくり係	
記入者氏名	経澤 愛里	
電話番号	0765-24-3999	

政策体系上の位置付け	コード2	241012
政策の柱	第2章 安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第4節 健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	1. 生涯にわたる健康づくりの推進	
区分	健康づくり・疾病予防	
基本事業名	健康づくり活動の普及	

予算科目	コード3	001040104
会計	一般会計	
款	4. 衛生費	
項	1. 保健衛生費	
目	4. 健康増進事業費	

◆事業概要（どのような事業か）			単 位	実績		計画				
				19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
対 象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） ・市民全体（食生活改善推進員含む）	➡	対 象 指 標	① 人口	人	46,459	46,036	45,000	45,000	45,000
				② 食生活改善推進員数	人	114	114	114	114	114
				③						
手 段	<平成20年度の主な活動内容> ・食生活改善推進連絡協議会の育成のための研修会を実施 ・食会員の地区活動 ・健康センターからのあらゆる食育講座（地域での実施分） ※平成21年度の変更点 ・地区で食改員の育成	➡	活 動 指 標	① 食生活改善推進員研修会の実施回数	回	6	6	6	6	6
				② 食生活改善推進員地区活動回数	回	388	407	300	300	300
				③ 健康センター食育講座（地域実施分）	回	36	36	30	30	30
意 図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） ・健康や栄養に関する学習や活動を進める自主グループに参加する人の増加	➡	成 果 指 標	① 食生活改善推進員研修会参加者数	人	221	221	240	240	240
				② 食生活改善推進員地区活動参加者数	人	8,302	9,097	6,000	6,000	6,000
				③ 健康センター食育講座（地域実施分）参加者数	人	817	817	900	900	900
そ の 結 果	<施策の目指すがた> ○市民の間で「自分の健康は自分で守る」という意識が高まっています ○市民一人ひとりが、年齢など自分の特性に応じて主体的に健康づくりに取り組んでいます		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入							
◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか） ・戦後の栄養状態の改善を中心とした対策から、昭和51年より旧魚津保健所で魚津市食生活改善推進連絡協議会が作られた。 魚津市では昭和61年より会員養成を始め、その後、推進員と共に地域の栄養改善に取り組んできた。さらに平成17年6月、食育基本法が公布され、より多くの人たちが健全な食生活がおくれるよう取り組んでいる。			財 源 内 訳	①国・県支出金	(千円)	216	0	0	0	0
				②地方債	(千円)	0	0	0	0	0
				③その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0
				④一般財源	(千円)	77	277	335	335	335
				A. 予算(決算)額(①～④の合計)	(千円)	293	277	335	335	335
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 食育の活動に取り組んでいる食生活改善推進員の高齢化等により会員数や活動数の減少が考えられる。				①事務事業に携わる正規職員数	(人)	3	2	1	1	1
				②事務事業の年間所要時間	(時間)	360	320	360	360	360
				B. 人件費（②×人件費単価/千円）	(千円)	1,444	1,346	1,514	1,514	1,514
				事務事業に係る総費用（A+B）	(千円)	1,737	1,623	1,849	1,849	1,849
				(参考) 人件費単価	(円/人時間)	4,010	4,205	4,205	4,205	4,205
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） 健康増進増進計画策定委員会からは、子どもの頃からの食育を推進するため、教育委員会や組織との連携強化を要望されている。			◆県内他市の実施状況	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)						
			● 把握している	➡	新川地区の実施内容 入善町は企画財政課で食育推進計画が作られ、食育の日の設定事業・入善町子ども食育フェスタ・食育推進会議・異文化交流料理教室・食育の知恵袋など食育推進事業を実施している。 魚津市を含む他新川地区では栄養改善事業としての取り組みが中心である。					
			○ 把握していない							

平成 21 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 20 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
☒ 直結度大 ☐ 直結度中 ☐ 直結度小	説明 生活習慣病を始め健康を維持するには食生活が大きく関わっている。一人でも多くの市民が、食生活を改善し健康を維持すること、そのために、一人ひとりにあった食生活ができることは健康づくりに必要である。
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
☐ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☒ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 ☐ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	健康増進法 (平成14年法律103号) 第17条第1項
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
あり	説明 市民の健康につながるような食行動とあわせて、魚津市の健康増進プランにもあるように、食塩摂取量の減少や野菜摂取量の増加等を重点的に組み込んでいく。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
あり	説明 健康づくり推進事業、介護予防普及啓発事業、子育て支援事業などの対象者が、この事業の対象者であるため、健康や栄養に関心をもってもらうきっかけ作りの場を設けることができる。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 現在、市町村レベルでは食育基本計画の策定が努力義務となっている。
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくともできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 外部からの依頼があっても稼働の多い時期は断ることもある。人件費は今後、必要に応じてできれば増やしても良いのではないかと考えている。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地 (過去の見直しや社会経済状況等から)	
特定受益者あり・負担なし	説明 調理実習を開催する場合、実費相当の負担をがある場合もある。新たな参加者を増やしていくには、負担率が少ないところから考えている。
適正化の余地なし	
9. 本市の受益者負担の水準 (県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
☐ 高い ☒ 平均 ☐ 低い	説明 県内他市では食育に関しては、プランを策定して食育の推進を進めているところもあり、受益者負担より新たな予算付けをしている傾向が見られる。詳細事業に関しても、実費負担をしているところもそう多くはない。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
☐ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☒ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☐ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☐ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☒ 市民などのニーズが急速に高まっている ☐ 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☐ 適切	☒ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☐ 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止		年度	
☒ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☒ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成22年度)	食生活改善推進員を中心に現在地域で行われている食育の整理をする。現在、食に関する事業は、各地域でも行われている。それを食生活推進員を中心に、地域で行われているものを把握し、さらに内容や対象世代等を分類し地区ごとにどのようなことが行われているか把握する。	コストの方向性 維持
	中・長期的 (3～5年間)	上記のされたものを見て、各地区で不足している内容等を追加、向上しながら整理していく。	成果の方向性 向上

★課長総括評価 (一次評価)

近年の不規則な食事や偏った食事などに起因する肥満や生活習慣病の増加などによる健康を害することを防止するためにも、「食生活の改善や食の安全」に対する食育を推進することにより、市民の健康づくりに寄与する。また、子供の頃からの食育推進について、関係機関と連携した活動が益々必要になってくると考えられる。	二次評価の要否 不要
--	-------------------

平成 21 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 20 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	24101401
事務事業名	健康診査事業
予算書の事業名	3.健康診査事業
事業期間	開始年度 平成20年度 終了年度 当面継続 業務分類 5. ソフト事業
実施方法	○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ● 3. 負担金・補助金 ○ 4. 市直営

部・課・係名等	コード1 02050100
部名等	民生部
課名等	健康センター
係名等	健康づくり係
記入者氏名	大森 真理
電話番号	0765-24-3999

政策体系上の位置付け	コード2 241014
政策の柱	第2章 安心して健やかにくらせるまち
政策名	第4節 健やかで共に支えあう福祉社会の構築
施策名	1. 生涯にわたる健康づくりの推進
区分	健康づくり・疾病予防
基本事業名	成人・老人保健の充実

予算科目	コード3 001040104
会計	一般会計
款	4. 衛生費
項	1. 保健衛生費
目	4. 健康増進事業費

◆事業概要 (どのような事業か)			単位	実績		計画				
				19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
医療制度改革により、平成20年度から健康診査の実施主体者が医療保険者となり、健診対象から除外される魚津市住民のための健康診査事業を実施している。具体的な対象者として、生活保護世帯者及び年度内75歳到達者に対して、必須検査（問診、身体測定、尿尿、血圧測定、診察、血液検査）を実施。健診方法は、医療機関で行う個別健診と地区公民館等で行う集団健診の方法をとっており、健診期間は5月から9月までとしている。健診に併せて肝炎ウイルス検診を実施										
対象	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 40歳以上の生活保護世帯者及び年度内75歳到達者 肝炎ウイルス検診は年度内年齢40歳の方、これまでに肝炎ウイルス検診を受けてない方	対象指標	① 一般健診対象者数（生活保護等）	人		30	40	40	40	
			② 肝炎ウイルス検診対象者	人	516	300	300	300	300	
			③							
手段	<平成20年度の主な活動内容> 健康診査の日程、会場の設定 ・対象者に受診票の送付及び受診勧奨 ・医療機関及び集団健診の実施後、健診医による受診者の総合判定及び生活習慣改善指導の要否の判定 *平成21年度の変更点 生活保護世帯・肝炎ウイルス検診は特になし。75歳到達者は保険者の健診対象になったため受診券が保険者から発送されることとなる。	活動指標	① 一般健診受診数（生活保護）	人		14	15	15	15	
			② 肝炎ウイルス検診受診者	人	237	30	30	30	30	
			③	人						
意図	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) ・生活習慣を見直すきっかけとする。 ・生活習慣病の危険因子を発見し、生活習慣の改善に結びつける。 ・65歳以上の方には介護予防の視点から生活機能低下の予防を図る。	成果指標	① 一般健康診査受診率	%		46.70	37.50	37.50	37.50	
			② 肝炎ウイルス検診受診率	%	45.90	10.00	10.00	10.00	10.00	
			③							
その結果	<施策の目指すがた> ・市民の間で「自分の健康は自分で守る」という意識が高まる。 ・市民一人ひとりが、年齢など自分の特性に応じて主体的に健康づくりに取り組む。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入								
◆この事務事業開始のきっかけ（何年頃）からどのようなきっかけで始まったか） 医療制度改革により、平成20年度から健康診査の実施主体者が医療保険者となり、健診対象から除外される魚津市住民が発生する仕組みとなったため、健診が受けられない方のための健康診査事業を実施した。			財源内訳	①国・県支出金	(千円)	0	694	557	550	550
				②地方債	(千円)	0	0	0	0	0
				③その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0
				④一般財源	(千円)	0	271	807	800	800
				A. 予算(決算)額(①)～④の合計	(千円)	0	965	1,364	1,350	1,350
				①事務事業に携わる正規職員数	(人)	0	5	3	3	3
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 生活保護世帯は変わらないが、平成21年度からは75歳到達者が保険者の健診対象になった。				②事務事業の年間所要時間	(時間)	0	1,200	800	800	800
				B. 人件費（②×人件費単価/千円）	(千円)	0	5,046	3,364	3,364	3,364
				事務事業に係る総費用（A+B）	(千円)	0	6,011	4,728	4,714	4,714
				(参考) 人件費単価	(円/時間)	4,010	4,205	4,205	4,205	4,205
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） 健診を受託している魚津市医師会の医師の方々から、事務処理（請求事務等）が煩雑といわれている。			◆県内他市の実施状況	把握している ● 把握していない	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄) 75歳到達者の独自の受診券は発送せず、後期高齢になるまで、健診の機会を待ってもらっている					

平成 21 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 20 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
☐ 直結度大 ☒ 直結度中 ☐ 直結度小	説明 健診実施が直結して生活習慣病の減少には数字ではあらわれにくいことから
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
☐ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☒ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) ため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 ☐ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)	
なし	説明 対象者は法律で定められる

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
なし	説明 成果の向上の余地なし
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
なし	説明 すでに特定健康診査と連携して行っている

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 すでに生活機能評価と連携して行っている
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 人件費は変らない

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地 (過去の見直しや社会経済状況等から)	
特定受益者なし・負担なし 適正化の余地なし	説明 生活保護世帯にたいしては減免申請ができる体制をとっている。また、肝炎ウイルス検診も無料となっている。
9. 本市の受益者負担の水準 (県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
☐ 高い ☒ 平均 ☐ 低い	説明 県下特に新川管内で比較すると本人負担は高めであるが、生活保護世帯は減免申請ができる体制をとっており、無料である。また、肝炎ウイルス検診も無料となっている。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
☐ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☒ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☐ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☒ 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☒ 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止		年度	
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☐ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成22年度)	健康増進法により昨年より義務付けられ、国保加入者の特定健康診査と同時時期に実施する健康診査であり、対象者は少ないが今後も継続して実施していく。	コストの方向性 維持
	中・長期的 (3～5年間)	同様	成果の方向性 維持

★課長総括評価 (一次評価)

健康診査を実施することにより、生活習慣病の危険因子を発見し、生活習慣の見直しや、介護予防の観点から生活機能低下の予防に関する事業を実施することにより、市民全体の健康づくりの増進に繋がる。	二次評価の要否 不要
---	-------------------

平成 21 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 20 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	24101401	
事務事業名	歯周疾患検診事業	
予算書の事業名	健康診査事業	
事業期間	開始年度	平成15年度
	終了年度	
	当面継続	
	業務分類	5. ソフト事業
実施方法	○ 1. 指定管理者代行	● 2. アウトソーシング
	○ 3. 負担金・補助金	○ 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	02050100
部名等	民生部	
課名等	健康センター	
係名等	健康づくり係	
記入者氏名	亀田 諭可	
電話番号	0765-24-3999	

政策体系上の位置付け	コード2	241014
政策の柱	第2章 安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第4節 健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	1. 生涯にわたる健康づくりの推進	
区分	健康づくり・疾病予防	
基本事業名	成人・老人保健の充実	

予算科目	コード3	001040104
会計	一般会計	
款	4. 衛生費	
項	1. 保健衛生費	
目	4. 健康増進事業費	

◆事業概要（どのような事業か） 高齢期まで自分の歯を十分に保有し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を予防することを目的とする。				単位	実績		計画								
					19年度	20年度	21年度	22年度	23年度						
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 平成20年度に40歳、50歳、60歳、70歳になる者 （結核検診対象者）	➡	対象指標	① 40、50、60、70歳の者	人	1,315	1,439	1,219	1,250	1,250					
				②											
				③											
手段	<平成20年度の主な活動内容> ①市内歯科医師に歯周疾患検診の委託 ②対象者には、検診の受診券を基本健康診査の案内に同封し郵送 ③受診者負担は900円の自己負担金 ④検診後は歯科医師から所定の様式にて実施報告と請求書が届く *平成21年度の変更点 なし	➡	活動指標	① 検診受診者数	人	100	88	123	130	135					
				②											
				③											
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 歯科医院を受診し、歯周疾患をはじめ、その他の口腔状況をチェックしてもらい、歯周疾患の早期発見、治療に結びつけ、重症化を予防することができる。また、口腔内の健康について意識の向上をはかり、セルフケアを実践することができる。	➡	成果指標	① 検診受診率	%	7.60	6.12	10.09	10.40	10.80					
				② 要精検率	%	76.50	85.00	75.00	75.00	75.00					
				③											
その結果	<施策の目指すがた> ○疾病の早期発見、早期治療することにより、心身とも健康である人が増加しています		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入												
◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか） 老人保健法により、平成15年度より40、50歳の方を対象として開始した。				財源内訳	①国・県支出金	(千円)	215	0	0	0	0				
					②地方債	(千円)	0	0	0	0	0				
					③その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0				
					④一般財源	(千円)	273	439	466	466	466				
					A. 予算(決算)額(①～④の合計)	(千円)	488	439	466	466	466				
					①事務事業に携わる正規職員数	(人)	1	1	1	1	1				
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 開始当初は、対象者が40歳、50歳であったが、平成17年度より対象年齢が引き上げられ40、50、60、70歳の方が対象となった。平成16年度から受診者の自己負担金額が1,300円から900円に引き下げられた。 平成20年度に法改正が行われ、健康増進法に基づく保健事業に位置づけられた。（努力義務）					②事務事業の年間所要時間	(時間)	40	60	40	40	40				
					B. 人件費（②×人件費単価/千円）	(千円)	160	252	168	168	168				
					事務事業に係る総費用（A+B）	(千円)	648	691	634	634	634				
					(参考) 人件費単価	(円/人時間)	4,010	4,205	4,205	4,205	4,205				
					◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） 歯科医師会からは受診者が少なく、市民の歯科検診や歯科保険に対する意識が薄いと課題が上がっている。				◆県内他市の実施状況	➡	（把握している内容又は把握していない理由の記入欄） 高齢期まで自分の歯を十分に保有し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を予防する意識付けとしての事業としては必要である。				
					○ 把握していない										

平成 21 年度 魚津市事務事業評価表 （平成 20 年度分に係る評価）

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度（事務事業の施策の目指すがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）	
☒ 直結度大 ☐ 直結度中 ☐ 直結度小	説明 歯周疾患検診により、歯周病やその他の歯周疾患が発見し、適切な治療を受けることでより市民の心身の健康度が増加すると考えられることから。
2. 市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）	
☐ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☐ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当 ☒ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当 ☐ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	健康増進法（平成14年法律103号）第19条の2
3. 目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）	
なし	説明 結核検診の対象者のうちの40、50、60、70歳の方を選定しているため、実際に職場検診の有無、市の検診以外での受診の有無など十分に対象者の把握できていない。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）	
あり	説明 受診率が低いことから、歯周疾患検診の周知をポスターや広報だけでなく、CATVなど拡大する必要があると考える。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）	
なし	説明 平成20年度からは、基本健康診査が特定健康診査に変更されたため、歯周疾患検診のみでの受診券を送付することとなり、連携できる事業がなくなった。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 これまで対象者全員に受診券ごと送付していたが受診券のみを送付することで無駄になる受診票が少なくなった。歯周疾患検診のみで案内を送ることになり、業務量が増加した。
7. 人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 検討中

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）	
特定受益者あり・負担あり 適正化の余地なし	説明 検診費用は、40、50、60歳は委託料の2割程度負担、70歳以上は無料であり、適正と考える。
9. 本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）	
☒ 高い ☐ 平均 ☐ 低い	説明 国の費用徴収基準額は1300円であり、当市900円はそれより低い。受診率はどこの市町村も低いため、無料から1300円としている。ほとんどは、施設検診を実施している。 富山市 500円 氷見市（集団）、滑川市（施設）、朝日町 無料 砺波市、小矢部市（集団）、南砺市、高岡市、滑川市（集団）、上市町、立山町

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）	
☐ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☒ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☐ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☐ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☒ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☐ 適切	☒ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☐ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止		年度	
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☒ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成22年度）	受診率の向上のため検診の周知方法の改善、検診体制（発送方法、検診料金）の検討 対象者設定の見直し	コストの方向性
	中・長期的（3～5年間）	健康増進法の位置付けとなり、事業は市町村の努力義務となった。そのため、事業自体の評価を行い、今後も検診継続を含めたの見直しやさらに強化するべきか等を検討する必要がある。	維持 成果の方向性 向上

★課長総括評価（一次評価）

高齢期まで自分の歯を十分に保有し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を予防する意識付けとしての事業としては必要である。	二次評価の要否 不要
---	---------------

平成 21 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 20 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	24101402	
事務事業名	がん検診事業	
予算書の事業名	4. がん検診事業	
事業期間	開始年度	昭和57年度
	終了年度	
	当面継続	
	業務分類	5. ソフト事業
実施方法	○ 1. 指定管理者代行	● 2. アウトソーシング
	● 3. 負担金・補助金	○ 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	02050100
部名等	民生部	
課名等	健康センター	
係名等	健康づくり係	
記入者氏名	亀田 諭可	
電話番号	0765-24-3999	

政策体系上の位置付け	コード2	241014
政策の柱	第2章 安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第4節 健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	1. 生涯にわたる健康づくりの推進	
区分	健康づくり・疾病予防	
基本事業名	成人・老人保健の充実	

予算科目	コード3	001040104
会計	一般会計	
款	4. 衛生費	
項	1. 保健衛生費	
目	4. 健康増進事業費	

◆事業概要（どのような事業か）			単位	実績		計画			
事業目的：がん予防、早期発見 概要：対象者には、4月下旬に個別に受診券の付いた案内を発送している。5月～11月に集団検診、施設検診を実施。農協ドック、PETがん検診には、助成を行う。 集団検診では、会場にて受付、問診、誘導を行う。また、健康手帳を発行し、住民が経年的な結果を把握してもらえるようにしている。 がんに関する情報提供や受診勧奨は、市広報や保健だよりCATVに加え、各地区で検診前にちらしの配布等を行う。 PETがん検診は、住民が富山労災病院へ予約し、PET-CT検査を実施する。受診券の発行は、健康センターの窓口で行う。				19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 魚津市住民であり、職場等でがん検診のない方。 胃・大腸：40歳以上 乳房：40歳以上女性 子宮：20歳以上女性 ただし、対象外でも希望者は集団検診で受診可能である。 PET：20歳以上の住民	対象指標	① 検診対象者数（胃・大腸）	人	12,443	12,442	12,500	12,500	12,500
			② 検診対象者数（子宮）	人	9,691	8,922	8,922	8,922	8,922
			③ 検診対象者数（乳房）	人	7,630	7,730	7,730	7,730	7,730
手段	<平成20年度の主な活動内容> 集団検診：21会場（うち休日検診2会場） 施設検診：エックス線検査：市内17医療機関、内視鏡検査：市内10医療機関 農協ドック：滑川健康管理センター PETがん検診：富山労災病院 ※平成21年度の変更点 なし	活動指標	① 受診者数（延数）	人	9,564	9,501	9,800	9,800	9,800
			② 実施回数（集団）	会場	21	21	21	21	21
			③ 実施可能施設（医療機関）	力所	24	23	20	20.00	20.00
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 1）がんやその他の疾病の早期発見をすることができることで、早期の治療が可能となる。 2）検診の受診行動に結びつけるためがんに関する関心・知識を提供し、受診率を増加させる。	成果指標	① がん発見数	人	24	22	22	21	20
			② がん死亡数	人	129	126	126	127	128
			③ 受診率（胃がん検診）	%	24.80	23.60	25.00	26.00	27.00
その結果	<施策の目指すがた> ○受診し、疾病の早期発見、早期治療することにより、心身とも健康である人が増加しています	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入							
◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか） 戦後の昭和25年は死因の第3位であったが、昭和28年に第2位となり、着実に増加した。そのため、がん対策として昭和44年に胃・子宮がん検診を開始し、昭和50年乳がん検診を追加した。昭和57年度にがん検診が老人保健法に基づく市町村の事業として義務付けとなる。昭和60年肺がん検診、平成3年に大腸がん検診が追加された。また、平成7年からは肺がん検診と結核検診を合同で実施した。平成18年からPETがん検診を開始した。			財源内訳	(千円)	881	1,011	825	850	850
			②地方債	(千円)	0	0	0	0	0
			③その他(使用料・手数料等)	(千円)	3,952	4,664	4,626	4,500	4,500
			④一般財源	(千円)	45,465	43,773	47,471	47,500	47,500
			A. 予算(決算)額(①～④の合計)	(千円)	50,298	49,448	52,922	52,850	52,850
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 平成10年度に、がん検診事業が補助対象外になり一般財源化された。平成20年度に、健康増進法に基づく事業（努力義務）として、引き続き市町村が行うこととなった。 節目年齢の受診に対して、県補助金を受けている。平成19年度から施設検診に内視鏡検査を導入した。国・県は、がん対策推進基本計画において、がんの早期発見の重要性の観点から、がん検診の受診率を5年以内に50％へ、75歳未満の年齢調整死亡率を10年以内の20％減少へ及びすべての市町村において精度管理・事業評価が実施されることを目標としている。			①事務事業に携わる正規職員数	(人)	5	8	6	6	6
			②事務事業の年間所要時間	(時間)	1,000	1,414	1,200	1,200	1,200
			B. 人件費（②×人件費単価/千円）	(千円)	4,010	5,946	5,046	5,046	5,046
			事務事業に係る総費用（A+B）	(千円)	54,308	55,394	57,968	57,896	57,896
			(参考)人件費単価	(円/年時間)	4,010	4,205	4,205	4,205	4,205
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） 住民から市内医療機関のみでなく、他市町村の医療機関でも受診できるようにしてほしいという意見がある。 集団検診：住民から休日がん検診のように午前中で胃・子宮・乳房・大腸がん検診を終えることはできないかという意見がある。			◆県内他市の実施状況	➡	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄) 全市町村について、受診率、がん発見率等を把握している。（富山県の調査より）				
			● 把握している ○ 把握していない						

平成 21 年度 魚津市事務事業評価表 （平成 20 年度分に係る評価）

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度（事務事業の施策の目指すがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）		
☒ 直結度大 ☐ 直結度中 ☐ 直結度小	説明	がんの早期発見、早期治療につながり、市民が心身ともに健康な生活をおくることができる市の施策に結びつく。
2. 市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）		
☐ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☐ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当 ☒ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当 ☐ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当		
根拠法令等を記入		健康増進法（平成14年法律103号）第19条の2
3. 目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）		
あり	説明	・検診の対象者は、職場等で検診のない方を対象にしている。しかし実際、職場検診の有無、市の検診以外での受診の有無などを十分に把握できていないため、対象者の把握が不十分である。次年度からは、国の示す方法（今後の我が国におけるがん検診事業評価のあり方についてに記載）にて対象者設定を行うことを検討している。 ・意図は適切である。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）		
あり	説明	・国・県の受診率の目標は、5年以内に50%としている。市は平成19年度で約20%前後である。 ・胃・大腸・子宮・乳がん検診について、受診者を増加させるための方法として、広報での案内だけでなく、平成8年より個別案内を導入したり、受診の機会を拡大するため集団検診会場を地区毎に設定したり、施設検診の導入により住民の都合に合わせて受診してもらえるよう工夫してきた。さらに、受診率を増加させるためには、地区の検診日を回覧板やチラシで知らせたり、地区の集会などで日程を知らせたりするなど、よりきめの細かい周知が必要であると考え、それにより数%の受診率の増加が見込める。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）		
なし	説明	特定健康診査と近い時期に実施することによって、施設検診等での受けやすさにつながっている。 現在この他に連携できる事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）		
なし	説明	・事業費のほとんどが検診委託料であるため、成果を上げれば、事業費は増加する。 ・正社員でも職場でがん検診が廃止となった住民が、市の検診を受診されるようになっており、年々増加傾向にあると感じ、事業費の増大が予測される。
7. 人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくともできないか説明、できない理由も説明）		
なし	説明	・検診の準備・問診、結果の入力作業、受診勧奨の電話などの業務は、市民の健康状態を把握する上で必要な業務である。また、検診の電話での予約や窓口受付などについては、常時対応が求められており、これ以上の削減の余地はない。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）		
特定受益者あり・負担あり	説明	検診の負担は年齢よりに分けている。 40歳以上69歳までは、市が約7割、市民が3割負担である。70代の受診者数は60代に次いで多く、市の負担が大きいため、1割程度の負担を実施した。保険診療に近い金額に設定してあることから適正である。
適正化の余地なし		
9. 本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）		
☒ 高い ☐ 平均 ☐ 低い	説明	○集団検診：70歳未満 当市1,000円はやや高い。（7市町村600円前後、3市町900円前後、4市1,200円前後）70歳以上 当市200～300円はやや高い。（12市町村無料、2市町500円程度） ○施設検診：70歳未満 当市2,900円は平均。（5市町500～1,000円、4市町2500円前後、2市3800円前後）70歳以上 当市600～1300円はやや高い。（8市町無料、3市1,200円前後）今後、節目年齢は新規受診のきっかけとなるよう負担を軽減したい。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）	
☐ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☒ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☐ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☐ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☒ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括

① 目的妥当性	☐ 適切	☒ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	☐ 適切	☒ 成果向上の余地あり
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり

(2) 今後の事務事業の方向性

☐ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止	年度
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☒ 事務事業のやり方改善	

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期	次年度（平成22年度）	今後は、受診率の増大だけでなく、検診の質の向上についても取り組む。 委託医療機関に対し、「検診事業評価のためのチェックリスト」（厚生労働省作成）に協力してもらい、検診の精度管理の導入を医師会と協議しながら進める。 正社員でもがん検診などが無いという方などに対する対策など対象者の絞込みについて検討する。	コストと成果の方向性
			コストの方向性
	中・長期的（3～5年間）	・現状としては、事業費の削減は困難であるが、今後受診率の向上に伴い事業費は増大することになる。 適切な予算の中で十分な成果を上げるためには、対象者を重点年齢（それぞれのがんの死亡者が増加する10年前の年齢）を中心したものへ整理していくことも必要ではないかと考えられる。 その他に検診を実施している事業者等の把握も必要と考える。	増加 成果の方向性 向上

★課長総括評価（一次評価）

魚津市における三大死因死亡率第一位である悪性新生物（がん）の早期発見に繋がる事業であり、今後も受診率の向上に向けた努力が必要であるが、特に40代、50代の壮年期の受診率の向上が急務である。	二次評価の要否 不要
--	-------------------

平成 21 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 20 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	24101403	
事務事業名	機能訓練事業	
予算書の事業名	5.機能訓練事業	
事業期間	開始年度	平成7年
	終了年度	
	当面継続	
	業務分類	5. ソフト事業
実施方法	○ 1. 指定管理者代行	○ 2. アウトソーシング
	● 3. 負担金・補助金	○ 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	02050100
部名等	民生部	
課名等	健康センター	
係名等	健康づくり係	
記入者氏名	森山 明	
電話番号	0765-24-3999	

政策体系上の位置付け	コード2	241014
政策の柱	第2章 安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第4節 健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	1. 生涯にわたる健康づくりの推進	
区分	健康づくり・疾病予防	
基本事業名	成人・老人保健の充実	

算科	コード3	001040104
会計	一般会計	
款	4. 衛生費	
項	1. 保健衛生費	
目	4. 健康増進事業費	

◆事業目的・概要（どのような事業か）				単位	実績		計画				
市内に居住する老化又は脳卒中の後遺症等で心身の機能が低下している者に対して、その維持回復を図るために必要な助言指導（訓練）を行い日常生活の自立を助けることを目的とする。 また、送迎が困難な利用者に対しては、教育実施日に限り、片道のタクシー送迎を実施。					19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 市内に在住する40歳～64歳の者であって脳血管障害などにより心身に障害をもっている者 （基本的には介護保険を利用していない者であって、日常生活動作が自立している者）	対象指標	① 40～64歳で介護保険などのサービスを利用していない虚弱な者	人	100	100	100	100	100		
			②	人							
			③								
手段	<平成20年度の主な活動内容> （希望される方により）申し込みをもらい、利用の決定を行う。内容は以下のとおり 定例火曜日・・・イベントや教育を主体としたグループに対する活動 定例以外の火曜日・・・自主訓練を主体としたグループに対する、身体機能向上のプログラムの実施 相談対応 ※平成21年度の変更点 なし	活動指標	① 実人数	人	5	3	5	5	5		
			② 延べ参加者数	人	71	16	50	50	50		
			③								
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 身体機能を維持・向上することで、日常の生活を自立した活動的なものとし、普段から社会活動へ参加するようになる。	成果指標	① 参加者で重症化した者の割合（要介護1以上）	%	0.00	0.00	10.00	10.00	10.00		
			②								
			③								
その結果	<施策の目指すがた> 日常生活能力を維持することで、障害者が自分らしく自立しながら安心してくらししています。		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入								
◆この事務事業開始のきっかけ（何年頃）からどのようなきっかけで始まったか） 以前より、老人保健事業として、対象年齢を40歳以上として実施してきたが、平成18年度より、65歳以上の対象者については介護保険の事業として、地域支援事業を実施することとなった。その時点から、40～64歳を対象とした相談を主な内容として従来の事業を継続。				財源内訳	①国・県支出金 ②地方債 ③その他（使用料・手数料等） ④一般財源 A. 予算（決算）額（①～④の合計）	(千円) (千円) (千円) (千円) (千円)	240 0 0 12 252	0 0 0 70 70	92 0 0 47 139	92 0 0 47 139	92 0 0 47 139
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 介護保険制度の導入により対象者の変更（介護保険利用者は対象としないことになった。 平成18年度からは、40～64歳を対象とした事業（老人保健事業）と65歳以上を対象とした事業（地域支援事業）に分類され、対象者の分類とともに実施内容の区分を明確にして実施するように求められている。 平成18年4月より、医療でのリハビリテーション科を受診できる期間が限定されたが、H19.4からは介護保険サービスとの併用や医療でのリハビリが継続できる状態像も緩和されたために、以前よりサービス機関でのリハビリを受けることができる。				①事務事業に携わる正規職員数 ②事務事業の年間所要時間 B. 人件費（②×人件費単価/1,000） 事務事業に係る総費用（A+B） （参考）人件費単価	(人) (時間) (千円) (千円) (円/時間)	2 400 1,604 1,856 4,010	2 360 1,514 1,584 4,205	2 360 1,480 1,619 4,110	2 360 1,480 1,619 4,110	2 360 1,480 1,619 4,110	
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入） 介護保険サービスを利用していても、継続して参加したい。（要介護状態となった利用者）				◆県内他市の実施状況	（把握している内容又は把握していない理由の記入欄） 介護保険サービスを利用している場合は利用不可						
				● 把握している ○ 把握していない							

平成 21 年度 魚津市事務事業評価表 （平成 20 年度分に係る評価）

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度（事務事業の施策の目指すがたに対する必要度・貢献度とその理由説明）	
☒ 直結度大 ☐ 直結度小 ☐ 直結しない	説明 定例的な、教室への参加をすることや、日常生活に関する相談に対応することにより、現在の状態を維持することで、障害者が自分らしく自立しながら安心してくらしています。
2. 市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）	
☐ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☒ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当 ☐ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	健康増進法（平成14年法律103号）第17条第1項
3. 目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明）	
なし	説明 現状の対象と意図は適切と判断。見直しとしては、40～64歳を対象とした場合は、対応は少人数でもあり、65歳以上の対象者との合同開催を実施している。今後も、従来どおり定例開催の教室ではあるが、相談対応や普及啓発的な内容とする。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）	
なし	説明 40～64歳、65歳以上との区分をなくして、事業を実施することで、人員・設備投資の効率があがるが、さまざまなサービスと連携と役割を分担することも必要であることから、現状どおり
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）	
あり	説明 介護予防の事業と連携することで、対応するスタッフを効率的に配置できる。（現状で実施中）

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 事業費は、賃金（パート）以外に、需用費を計上しているが、消耗品については、必要最小限度としている。
7. 人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 賃金（パート） 1回につき 800円（看護師） 4時間を計上。血圧測定や相談にに応じている。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）	
特定受益者なし・負担なし 適正化の余地なし	説明 健康センターへの来所に関しては個人で行うことや、医療機関と同じ対応は困難であり現状どおりが適当（介護保険サービスとは違い、行政における機能訓練事業には受益者負担は示されていない）
9. 本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）	
☐ 高い ☒ 平均 ☐ 低い	説明 機能訓練事業として受益者負担を取ることはない。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）	
☐ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☐ 一部の市民などに、ニーズがある ☒ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☐ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☒ 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☐ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止		年度	
☒ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☐ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成22年度）	現行どおり。	コストの方向性
	中・長期的（3～5年間）	地域支援事業（介護保険制度）の実施方法については、今後改正されることも予想される。市内のサービス（自立支援サービス）の実施状況に併せて、本事業のあり方を検討する必要がある。	成果の方向性
			維持
			維持

★課長総括評価（一次評価）

障害者に対する医療終了後における在宅でのリハビリや、自立に必要な健康管理や、日常生活動作などに必要な助言・指導を行う事業だが、医療制度の改革により、自主活動としての健康センターの利用は減少する見込みであり、介護予防事業との連携した事業の展開を進める必要がある。	二次評価の要否
	不要

平成 21 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 20 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	24101404
事務事業名	訪問指導事業
予算書の事業名	6.訪問指導事業
事業期間	開始年度 昭和60年度 終了年度 当面継続 業務分類 5. ソフト事業
実施方法	○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ● 3. 負担金・補助金 ○ 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	02050100
部名等	民生部	
課名等	健康センター	
係名等	健康づくり係	
記入者氏名	三家 慶子	
電話番号	0765-24-3999	

政策体系上の位置付け	コード2	241014
政策の柱	第2章 安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第4節 健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	1. 生涯にわたる健康づくりの推進	
区分	健康づくり・疾病予防	
基本事業名	成人・老人保健の充実	

予算科目	コード3	001040104
会計	一般会計	
款	4. 衛生費	
項	1. 保健衛生費	
目	4. 健康増進事業費	

◆事業概要（どのような事業か）					単位	実績		計画			
できる限り寝たきり等の要介護状態にならずに自立した生活を送ることができるよう、家庭等を訪問して保健指導を実施する。						19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 魚津市に居住する者で、家庭において、日常生活及び健康管理の支援が必要と認められる者及びその家族。	➡	対象指標	① 訪問対象者（実）	人	251	140	140	140	140	
			②								
			③								
手段	<平成20年度の主な活動内容> 在宅療養している寝たきり者及び認知症、虚弱高齢者や健康診査後の要指導者に対して、保健師・看護師・理学療法士・管理栄養士等による訪問指導を行っている。 *平成21年度の変更点 なし。	➡	活動指標	① 訪問件数（実）	人	94	50	40	40	40	
			② 訪問件数（延）	人	118	73	50	50	50		
			③								
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 健診結果をふまえて適切な生活習慣を理解し実行することができる。または必要に応じて医療機関への受診を促し治療継続することで健康の保持増進を目指す。対象となる方の生活機能低下を遅らせることができる。	➡	成果指標	① 健診結果値の改善がみられた数	人						
			②								
			③								
その他の結果	<施策の目指すがた> 健康の保持増進のため適切な生活習慣を理解し、実行することで疾病の予防、若しくは疾病の悪化を防ぐことができる。心身ともに健康である人が増加する。					↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入 特定健康診査・保健指導で健康管理が必要な者に対する訪問指導は健診結果値の改善がみられる数を上げれば指標になるが、国保から個々人の検査データを得て前回と照らし合わせ一人ひとり確認する必要があるため、制約も大きく実施できていない。また特定高齢者を除く者に対しての訪問は将来出来る限り寝たきりにならないよう自立した生活を送るために実施しているものであるため、成果が見られる期間も長く、現在この指標が改善したので訪問が有効であったという指標を立てることは難しい。					
◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか） 老人保健法により昭和60年より開始。					財源内訳	①国・県支出金（千円）	41	0	34	34	34
						②地方債（千円）	0	0	0	0	0
						③その他(使用料・手数料等)（千円）	0	0	0	0	0
						④一般財源（千円）	140	0	28	28	28
						A. 予算(決算)額(①)～④の合計（千円）	181	0	62	62	62
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 平成18年度の医療制度改革において、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に全面改正されたが、訪問指導事業に関しては、健康増進法第17条第1項に基づく健康増進事業として引き続き市町村が実施することとしている。（平成20年4月1日から適応）生活様式の多様化、ストレス社会、不景気などによる生活習慣の乱れ、健康管理意識の希薄。逆に計勝情報過多により、健康に対する意識があっても適切に実行できないという現状。					①事務事業に携わる正規職員数（人）	6	4	4	4	4	
					②事務事業の年間所要時間（時間）	420	260	200	200	200	
					B. 人件費（②×人件費単価/千円）（千円）	1,684	1,093	841	841	841	
					事務事業に係る総費用（A+B）（千円）	1,865	1,093	903	903	903	
					（参考）人件費単価（円/人時間）	4,010	4,205	4,205	4,205	4,205	
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） 特になし。					◆県内他市の実施状況	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄) 健康増進法による事業として位置づけられているため、全市町村が実施している。県内市町村一部訪問従事時間、件数など把握。					
					● 把握している	➡					
					○ 把握していない						

平成 21 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 20 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度（事務事業の施策の目指すがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）	
☐ 直結度大 ☐ 直結度中 ☒ 直結度小	説明 年数回から数十回の訪問で、全ての対象者が生活状況を改善するとはいえない現状。
2. 市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）	
☐ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☒ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当 ☐ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	健康増進法（平成14年法律103号）第17条第1項
3. 目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）	
なし	説明 現状の対象の意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）	
なし	説明 成果指標を立てることが難しい事業である。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）	
なし	説明 すでに運動して行っている。各種健診事業や国民健康保険被保険者に対する訪問指導のより一層の強化。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 家庭訪問にかかる交通手段、必要物品のメンテナンス費
7. 人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 家庭訪問時間を短縮することは困難。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）	
特定受益者あり・負担なし 適正化の余地なし	説明 受益者負担をすることは考えられない。
9. 本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）	
☐ 高い ☒ 平均 ☐ 低い	説明 県内他市町村も同様である。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）	
☐ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☐ 一部の市民などに、ニーズがある ☒ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☐ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☒ 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☒ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止		年度	
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☐ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成22年度）	現状のまま継続実施。	コストの方向性 維持
	中・長期的（3～5年間）	現状のまま継続実施。	成果の方向性 維持

★課長総括評価（一次評価）

現状の訪問指導の対象者は、法律により分けられ、健康増進法では40歳～64歳、介護保険法（地域支援事業）では65歳以上と区分されており、予算も分けられている。健康増進法による訪問指導は、主に職員が対応する事になる。65歳以上の高齢者は、地域包括支援センターの業務との関連が高いことから、人員の配置など事業の見直しが必要と判断する。	二次評価の要否 不要
--	-------------------

平成 21 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 20 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	24101603	
事務事業名	狂犬病予防対策事業	
予算書の事業名	1. 狂犬病予防対策事業	
事業期間	開始年度	昭和27年度
	終了年度	
	当面継続	
	業務分類	5. ソフト事業
実施方法	○ 1. 指定管理者代行	● 2. アウトソーシング
	○ 3. 負担金・補助金	● 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	02040100
部名等	民生部	
課名等	環境安全課	
係名等	環境政策係	
記入者氏名	松崎 なみ恵	
電話番号	0765-23-1004	

政策体系上の位置付け	コード2	241016
政策の柱	第2章 安心して健やかにくらするまち	
政策名	第4節 健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	1. 生涯にわたる健康づくりの推進	
区分	健康づくり・疾病予防	
基本事業名	感染症予防対策の充実	

予算科目	コード3	001040102
会計	一般会計	
款	4. 衛生費	
項	1. 保健衛生費	
目	2. 予防費	

◆事業概要（どのような事業か）				単位	実績		計画				
狂犬病予防法に定める事務を行う。（犬の登録、飼い主へ注射の案内、集合注射の実施、登録鑑札・注射済票の交付等）					19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 市内の犬の飼い主及びその犬	➡	対象指標	① 登録頭数（＝延飼い主数）	頭	1,876	1,881	1,900	1,900	1,900	
			②								
			③								
手段	<平成20年度の主な活動内容> 4月に集合注射を市内一円で行った。また、年間を通して犬の登録、注射済票の交付を行った。 *平成21年度の変更点 獣医師の手配の関係から集合注射を6月に行う。 県獣医師会と委託契約を結び、登録鑑札・注射済票の発行に伴う手数料徴収事務を委託する。	➡	活動指標	① 通知発送数	通	1,876	1,881	1,900	1,900		
			② 注射頭数	頭	1,541	1,556	1,580	1,600	1,620		
			③ 通知返戻数	通	0	0	0	0	0		
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 全ての犬が狂犬病予防接種する。	➡	成果指標	① 登録犬の注射接種率	%	82.14	82.72	83.16	84.21	85.26	
			② 通知のできた割合	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00		
			③								
その結果	<施策の目指すがた> 心身ともに健康である人が増加しています。		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入								
◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか） 狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的に、昭和25年8月に狂犬病予防法が制定され、魚津市においては、市制発足当時から実施。				財源内訳	①国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
					②地方債	(千円)	0	0	0	0	0
					③その他(使用料・手数料等)	(千円)	764	353	820	820	820
					④一般財源	(千円)	0	0	0	0	0
					A. 予算(決算)額(①～④の合計)	(千円)	764	353	820	820	820
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 日本ではここ30年、狂犬病で死亡した人はいないが、感染すると100%死亡にいたるので今後も予防接種は必要である。					①事務事業に携わる正規職員数	(人)	2	1	1	1	1
					②事務事業の年間所要時間	(時間)	320	500	400	400	400
					B. 人件費（②×人件費単価/千円）	(千円)	1,283	2,103	1,682	1,682	1,682
					事務事業に係る総費用（A+B）	(千円)	2,047	2,456	2,502	2,502	2,502
					(参考) 人件費単価	(円/人時間)	4,010	4,205	4,205	4,205	4,205
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） 市民から、集合注射は、住民にとって近くの公民館等で接種でき便利であるとの意見がある。				◆県内他市の実施状況	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)						
				● 把握している	➡	新川厚生センター管内の市町の登録頭数、注射頭数等					
				○ 把握していない							

平成 21 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 20 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度（事務事業の施策の目指すがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）	
☐ 直結度大 ☒ 直結度中 ☐ 直結度小	説明 市民の健康に直接的に結びつかないが、人が狂犬病に感染すると100%死にいたるため、犬の予防接種を行うことは、間接的に市民の健康の維持に貢献している。
2. 市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）	
☒ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☐ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当 ☐ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条、第5条及び第6条
3. 目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）	
あり	説明 県獣医師会に登録している開業医に委託できれば、予防注射接種率を上げることができる。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 既に必要最小限の経費で行っており削減する余地はない。
7. 人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 既に最低限業務時間で行っており削減の余地はない。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）	
特定受益者あり・負担あり 適正化の余地なし	説明 犬の新規登録手数料及び毎年更新の注射済票の交付手数料で本事業の経費を賄えるため。
9. 本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）	
☐ 高い ☒ 平均 ☐ 低い	説明 県内の市町村に登録手数料、注射済票交付手数料を確認したが本市と同一であった。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）	
☐ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☐ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☒ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☐ 緊急性が非常に高い ☒ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☐ 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括

① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	☐ 適切	☒ 成果向上の余地あり
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり

(2) 今後の事務事業の方向性

☐ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施

年度

☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止

☐ 他の事務事業と統合又は連携

☐ 目的見直し

☒ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成22年度）	獣医師会との連携を図り予防注射接種率の向上を図る	コストの方向性 削減
	中・長期的（3～5年間）	広報紙やCATV、インターネットを通じて更に注射率の向上を目指すとともに、開業医における新規登録鑑札、注射済票の交付事務の定着、促進化を図ることで業務の改善を図りたい。	成果の方向性 維持

★課長総括評価（一次評価）

狂犬病のワクチンの予防接種は狂犬病に対する最も有効な手段である。世界を見渡すと現在もこの伝染病は絶滅しておらず人命を守る観点から、継続が必要と考える。

二次評価の要否

不要

平成 21 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 20 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	24101602	
事務事業名	結核予防対策事業	
予算書の実業名	3. 感染症予防対策事業	
事業期間	開始年度	昭和30年度
実施方法	○ 1. 指定管理者代行	● 2. アウトソーシング
	○ 3. 負担金・補助金	● 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	02050100
部名等	民生部	
課名等	健康センター	
係名等	健康づくり係	
記入者氏名	亀田 諭可	
電話番号	0765-24-3999	

政策体系上の位置付け	コード2	241016
政策の柱	第2章 安心して健やかにくらするまち	
政策名	第4節 健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	1. 生涯にわたる健康づくりの推進	
区分	健康づくり・疾病予防	
基本事業名	感染症予防対策の充実	

算科	コード3	001040102
会計	一般会計	
款	4. 衛生費	
項	1. 保健衛生費	
目	2. 予防費	

◆事業目的・概要（どのような事業か） ○目的 結核の早期発見。結核の蔓延防止。結核予防啓発。 ○内容 検診は1年に1回。市内の各地区67会場（主に行政区公民館）で実施。対象者には、近くの会場で検診を行う1ヶ月前に受診票を送付。会場では、受付、問診、誘導、胸部レントゲン撮影を行う。			単位	実績		計画				
				19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 65歳以上の市民のうち、職場等で結核検診を受けていない者		対象指標	① 65歳以上の市民のうち、職場等で結核検診のない者	人	9,311	9,311	9,500	9,700	9,900
			②							
			③							
手段	<平成20年度の主な活動内容> 対象者に受診票を送付し、地区公民館等で胸部レントゲン検診を行う。 要精密検診となった者に対しては、医療機関で精密検診を行う。 肺がん検診と同時に実施。また、複十字シールを全戸配布し、結核予防啓発・予防意識の高揚を図る。 ※平成21年度の変更点 なし		活動指標	① 受診者数	人	4,492	4,296	4,400	4,500	4,600
			② 要精検者数	人	173	83	100	100	100	
			③ 結核発見数	人	2	0	1	1	1	
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 結核を早期発見できる。 受診率が増加する。 その結果、結核の蔓延を予防できる。		成果指標	① 結核発見率	%	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			② 受診率	%	0.48	0.46	0.46	0.46	0.46	
			③ 新規結核患者数	人	5	5	5	5	5	
その結果	<施策の目指すがた>		↑ 成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入							
◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）			財源内訳	①国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
昭和30年の結核予防法				②地方債	(千円)	0	0	0	0	0
				③その他（使用料・手数料等）	(千円)	0	0	0	0	0
				④一般財源	(千円)	3,548	3,331	3,408	3,500	3,500
				A. 予算（決算）額(①～④の合計)	(千円)	3,548	3,331	3,408	3,500	3,500
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）				①事務事業に携わる正規職員数	(人)	3	6	3	3	3
平成16年の国の指針により、対象者が18歳以上から65歳以上へと引き上げられた。				②事務事業の年間所要時間	(時間)	300	710	500	500	500
平成19年、結核予防法は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に統合された。				B. 人件費（②×人件費単価/1,000）	(千円)	1,203	2,986	2,055	2,055	2,055
				事務事業に係る総費用（A+B）	(千円)	4,751	6,317	5,463	5,555	5,555
				（参考）人件費単価	(円/時間)	4,010	4,205	4,110	4,110	4,110
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）			◆県内他市の実施状況	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)						
住民からの要望：医療機関で行えるようにして欲しい。				感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2第2項により市町村長に義務付けられているため、当市と同様に実施されている。						

平成 21 年度 魚津市事務事業評価表 （平成 20 年度分に係る評価）

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度（事務事業の施策の目指すがたに対する必要度・貢献度とその理由説明）	
☒ 直結度大 ☐ 直結度小 ☐ 直結しない	説明 結核罹患者を早期に発見することで、早期治療を行うことができるとともに、第三者への結核の感染拡大を防ぐことができる。これにより施策の目指す姿に大きく貢献することができる。
2. 市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）	
☒ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☐ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当 ☐ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の2第3項（以下、「感染症法」とする。）
3. 目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明）	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）	
あり	説明 受診率を上げることで、結核の蔓延を防ぐことができる。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）	
なし	説明 現在、すでに「がん検診（肺がん検診）」「特定健康診査」との連携を行っている。胃・大腸・子宮・乳がん検診との連携については、同日に受診することで、受診者に時間などの負担が大きいためできない。 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 事業費のほぼ100%が委託料であるためできない。 また、受診率が増加すれば、事業費が上昇する。
7. 人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 正規職員は必要最低限の業務しか行っておらず、これ以上の業務時間の削減は困難。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）	
特定受益者あり・負担なし 適正化の余地なし	説明 市町村長が行わなければならないと感染症法で定められており、受診率を維持・向上させるためには受益者負担を求められない。 また、感染症法では費用徴収についての記載はない。 ただし、一枚のレントゲンで肺がん検診も同時に行っており、肺がん検診としての負担を求めている。
9. 本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）	
☒ 高い ☐ 平均 ☐ 低い	説明 現在の負担額は、40歳、50歳、60歳、70歳以上が100円、一般200円としている。 この負担については、7市町村があり、8市町村がなしである。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）	
☒ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☐ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☐ 緊急性が非常に高い ☒ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☐ 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☐ 適切	☒ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☐ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止		年度	
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☒ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成22年度）	受診者を増加させるため、普及啓発活動（CATV、広報、チラシ配布など）を実施時期に合わせて行う。	コストの方向性
	中・長期的（3～5年間）	結核の蔓延防止のために事業を継続していく必要があり、受診者の増加に向けた普及啓発活動を行う。	増加
			成果の方向性
			向上

★課長総括評価（一次評価）

法律で定められた事業であり、見直しの余地はないが、受診率の維持・向上に努め、結核を早期発見することにより感染を防止することができる。	二次評価の要否
	不要

平成 21 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 20 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	24101601					
事務事業名	乳幼児予防接種事業					
予算書の事業名	2. 予防接種事業					
事業期間	開始年度	昭和27年度	終了年度	当面継続	業務分類	5. ソフト事業
実施方法	☐ 1. 指定管理者代行	☒ 2. アウトソーシング		☐ 3. 負担金・補助金	☒ 4. 市直営	

部・課・係名等	コード1	02050200
部名等	民生部	
課名等	健康センター	
係名等	母子保健係	
記入者氏名	亀田 諭可	
電話番号	0765-24-0415	

政策体系上の位置付け	コード2	241016
政策の柱	第2章 安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第4節 健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	1. 生涯にわたる健康づくりの推進	
区分	健康づくり・疾病予防	
基本事業名	感染症予防対策の充実	

予算科目	コード3	001040102
会計	一般会計	
款	4. 衛生費	
項	1. 保健衛生費	
目	2. 予防費	

◆事業概要（どのような事業か）					単位	実績		計画					
伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種を実施する。						19年度	20年度	21年度	22年度	23年度			
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） ジフテリア・破傷風：生後3か月以上90か月未満の児、小学6年生 百日せき・ポリオ：生後3か月以上90か月未満の児 麻しん・風しん：生後12か月以上24か月未満の児、小学校入学前1年間にある児、中学1年生、高校3年生相当の年齢の者 結核：生後2か月以上6か月未満の児 日本脳炎：生後36か月以上90か月未満の児、小学4年生				➡	対象指標	① 結核予防接種 対象者数	人	372	357	360	360	360
							② 麻しん・風しん第1期予防接種 対象者数	人	361	320	330	330	330
							③ 麻しん・風しん第2期予防接種 対象者数	人	408	402	400	400	400
手段	<平成20年度の主な活動内容> 生後1か月ごろの個別通知、乳児訪問、市広報等で周知。 ポリオ・結核は健康センターでの集団接種、小学生のジフテリア・百日せき、中学1年生の麻しん・風しんは学校での集団接種、それ以外の予防接種は市医師会に委託して個別接種を行う。ただし、国の勧告に従い、日本脳炎については積極的勧奨を行う。 ※平成21年度の変更点 当初は変更なし。日本脳炎の積極的勧奨差し控えの勧告が解除されれば、日本脳炎予防接種を開始。				➡	活動指標	① 結核予防接種 接種者数	人	367	349	355	355	355
							② 麻しん・風しん第1期予防接種 接種者数	人	351	303	320	320	320
							③ 麻しん・風しん第2期予防接種 接種者数	人	398	391	380	380	380
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防できる。				➡	成果指標	① 結核予防接種 接種率	%	98.66	97.76	98.61	98.61	98.61
							② 麻しん・風しん第1期予防接種 接種率	%	97.23	94.69	96.97	96.97	96.97
							③ 麻しん・風しん第2期予防接種 接種率	%	97.55	97.26	95.00	95.00	95.00
その結果	<施策の目指すがた> 心身ともに健康である人が増加しています				↑ 成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入								
◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか） 感染症の患者・死者が多数発生したことから、流行による社会的損失防止を目的に昭和23年予防接種法が制定され、予防接種が始まり、魚津市にあっては、市制発足当時から開始。					財源内訳	①国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0	
						②地方債	(千円)	0	0	0	0	0	
						③その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0	
						④一般財源	(千円)	18,577	25,096	44,712	40,000	40,000	
						A. 予算(決算)額(①)～④の合計	(千円)	18,577	25,096	44,712	40,000	40,000	
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 昭和23年の予防接種法では、予防接種を受けることは罰則付きの義務であった。その後、罰則なしの義務規定(昭和51年の一部改正)を経て、平成6年からは努力義務(受けるよう努めなければならない)となった。 結核予防法の廃止に伴い、平成18年度から結核予防接種が予防接種法に基づく予防接種となった。 平成20年度の政令改正により、麻しん・風しん混合予防接種の対象者が拡大された。					➡	①事務事業に携わる正規職員数	(人)	3	4	3	3	3	
						②事務事業の年間所要時間	(時間)	500	1,106	1,000	1,000	1,000	
						B. 人件費（②×人件費単価/千円）	(千円)	2,005	4,651	4,205	4,205	4,205	
						事務事業に係る総費用（A+B）	(千円)	20,582	29,747	48,917	44,205	44,205	
						(参考) 人件費単価	(円/時間)	4,010	4,205	4,205	4,205	4,205	
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） 保護者から、任意(予防接種法に基づかない)接種である予防接種(流行性耳下腺炎、水痘、インフルエンザ)についても、公費負担をして欲しいとの声が聞かれる。					◆県内他市の実施状況	➡	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄) 法律で義務付けられていることから、すべての市町村で実施している。						
							● 把握している ○ 把握していない						

平成 21 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 20 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する必要度・貢献度とその理由説明)	
☒ 直結度大 ☐ 直結度小 ☐ 直結しない	説明 感染症の発症や集団発生を予防することにより、健康である人が増加すると考えられる。
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
☒ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☐ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) ため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 ☐ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	予防接種法 (昭和23年法律第68号) 第3条第1項
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
なし	説明 接種率を上げることにより、感染症の発生を今後も予防できる。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 委託料のほとんどがワクチン購入にかかる費用であり、削減することは困難。
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 特に麻しんについて、予防接種対象者が拡大されるとともに、接種率をより向上させることが求められるため、これまでに積極的に接種勧奨が求められる。訪問指導等、職員の仕事量は、より増大すると考えられる。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地 (過去の見直しや社会経済状況等から)	
受益者負担あり・負担なし 適正化の余地なし	説明 市町村長に予防接種を実施する義務があるとともに、公衆衛生の観点から100%の接種率を目指す必要がある。このため、受益者負担を求めないことが望ましい。
9. 本市の受益者負担の水準 (県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
☐ 高い ☒ 平均 ☐ 低い	説明 県内他市町村でも、受益者負担なし。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
☒ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☐ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☐ 緊急性が非常に高い ☒ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☐ 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括

① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり

(2) 今後の事務事業の方向性

☒ 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施

年度

☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止

☐ 他の事務事業と統合又は連携

☐ 目的見直し

☐ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成22年度)	感染症予防や疾病予防のために広報や乳幼児健診時に積極的に周知・勧奨を行い接種率向上に努める。	コストの方向性 増加
	中・長期的 (3～5年間)	予防接種をより受けやすい体制づくりを検討する。	成果の方向性 維持

★課長総括評価 (一次評価)

法令等により市による実施が義務付けられているとともに、予防接種率の向上が求められていることから、感染症予防や疾病予防のために積極的な事業の取り組みが必要である。	二次評価の要否
	不要

平成 21 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 20 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	24101601	
事務事業名	インフルエンザ予防接種事業	
予算書の事業名	2. 予防接種事業	
事業期間	開始年度	平成13年度
	終了年度	
	当面継続	
	業務分類	5. ソフト事業
実施方法	○ 1. 指定管理者代行	● 2. アウトソーシング
	○ 3. 負担金・補助金	● 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	02050200
部名等	民生部	
課名等	健康センター	
係名等	母子保健係	
記入者氏名	亀田 諭可	
電話番号	0765-24-0415	

政策体系上の位置付け	コード2	241016
政策の柱	第2章 安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第4節 健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	1. 生涯にわたる健康づくりの推進	
区分	健康づくり・疾病予防	
基本事業名	感染症予防対策の充実	

算科	コード3	001040102
会計	一般会計	
款	4. 衛生費	
項	1. 保健衛生費	
目	2. 予防費	

◆事業目的・概要（どのような事業か）				単位	実績		計画					
高齢者のインフルエンザ発症予防・重症化予防を目的に、インフルエンザ予防接種を行う。					19年度	20年度	21年度	22年度	23年度			
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） ①65歳以上の者 ②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者			対象指標	① 対象者数 (65歳以上)	人	11,583	11,954	12,000	12,300	12,500	
					② 対象者数 (65歳未満)	人	24	31	30	30	30	
					③							
手段	<平成20年度の主な活動内容> 市内外の医療機関、介護保険施設等に委託し、予防接種を実施。予防接種を希望する者が直接医療機関等を受診し、1回接種を受ける。 医療機関等は本人から実費の一部を徴収し、それ以外の額を市に請求する。 ※平成21年度の変更点 なし			活動指標	① 接種者数 (65歳以上)	人	6,497	6,764	7,000	7,300	7,600	
					② 接種者数 (65歳未満)	人	11	10	15	15	15	
					③							
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） ①インフルエンザの発病を予防できる ②重症化を予防できる ③施設内の集団発生を予防できる			成果指標	① 65歳以上の罹患患者数／対象者数	%	0.55	0.50	0.50	0.50	0.50	
					② 施設内集団発生件数 (高齢者施設)	か所	0	0	0	0	0	
					③							
その結果	<施策の目指すがた> 心身ともに健康である人が増加しています			↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入								
◆この事務事業開始のきっかけ（何年頃）からどのようなきっかけで始まったか） 全国的に施設内集団発生や高齢者のインフルエンザでの重症事例が多いことから、平成13年に予防接種法が改正され、インフルエンザの予防接種が法定化された。当市でも、同時に開始。					財源内訳	①国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
					②地方債	(千円)	0	0	0	0	0	
					③その他（使用料・手数料等）	(千円)	0	0	0	0	0	
					④一般財源	(千円)	17,290	17,053	17,500	18,000	18,500	
					A. 予算（決算）額（①～④の合計）	(千円)	17,290	17,053	17,500	18,000	18,500	
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 高齢者の増加と予防意識の高まりにより、接種者数は年々増加している。					①事務事業に携わる正規職員数	(人)	1	1	1	1	1	
					②事務事業の年間所要時間	(時間)	300	360	300	300	300	
					B. 人件費（②×人件費単価/1,000）	(千円)	1,203	1,514	1,262	1,262	1,262	
					事務事業に係る総費用（A+B）	(千円)	18,493	18,567	18,762	19,262	19,762	
					（参考）人件費単価	(円/時間)	4,010	4,205	4,205	4,205	4,205	
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入） 自己負担額の低減を希望するという声が対象者からある。 また、高齢者だけでなく小児にも拡大してほしいとの要望が乳幼児をもつ保護者からある。					◆県内他市の実施状況	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)						
					● 把握している	法律で義務付けられていることから、すべての市町村で実施している。						
					○ 把握していない							

平成 21 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 20 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する必要度・貢献度とその理由説明)	
☒ 直結度大 ☐ 直結度小 ☐ 直結しない	説明 インフルエンザの発症や集団発生を予防することにより、健康である人が増加すると考えられる。
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
☒ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☐ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) ため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 ☐ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	予防接種法 (昭和23年法律第68号) 第3条第1項
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明)	
あり	説明 対象者を拡大 (乳幼児期から) して実施することにより、施設内の集団発生や重症化の予防を図ることができると考えられる。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
あり	説明 接種率を上げることにより、インフルエンザ罹患患者数を下げることができる。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 事業費 (委託料) のほとんどがワクチン購入にかかる費用であり、削減することは困難。
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 必要最低限の事務しか行っておらず、削減は困難。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地 (過去の見直しや社会経済状況等から)	
特定受益者あり・負担あり	説明 自分の健康は自分で守るといった健康意識を高める観点から受益者負担が必要である。接種率を上げるため、現在の一律負担から、年齢に応じて負担額を決めるなどの工夫の余地がある。
適正化の余地あり	
9. 本市の受益者負担の水準 (県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
☐ 高い ☒ 平均 ☐ 低い	説明 県内他市町村と比較し、平均的な額である。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
☒ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☐ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☐ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☒ 市民などのニーズが急速に高まっている ☐ 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括

① 目的妥当性	☐ 適切	☒ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	☐ 適切	☒ 成果向上の余地あり
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり
④ 公平性	☐ 適切	☒ 受益者負担の適正化の余地あり

(2) 今後の事務事業の方向性

☐ 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止	年度
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☒ 目的見直し ☒ 事務事業のやり方改善	

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成22年度)	感染症予防や肺炎予防のために広報等や地区の健康教育により周知・勧奨を行い、接種率向上に努める。	コストの方向性 増加
	中・長期的 (3～5年間)	受益者の負担額、対象者の拡大について検討する。	成果の方向性 向上

★課長総括評価 (一次評価)

法令に基づく事業であり実施効果あげているが、感染症予防や肺炎予防のために必要と考える。今後は接種対象者の範囲の拡大を図るとともに、受益者負担のあり方についても検討が必要である。	二次評価の要否 不要
--	-------------------

平成 21 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 20 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード		42299902						部・課・係名等		コード1		02040100		政策体系上の位置付け		コード2		241019		予算科目		コード3		001040105									
事務事業名				公衆浴場衛生設備改善補助事業								部 名 等				民生部				政策の柱				第2章 安心して健やかにくらせるまち				会計		一般会計			
予算書の事業名				4. 公衆浴場衛生設備改善補助事業								課 名 等				環境安全課				政 策 名				第4節 健やかで共に支えあう福祉社会の構築				款		4. 衛生費			
事業期間		開始年度		昭和54年頃		終了年度		当面継続		業務分類		4. 負担金・補助金		係 名 等				環境政策係				施 策 名				1. 生涯にわたる健康づくりの推進				項		1. 保健衛生費	
実施方法		☐ 1. 指定管理者代行		☐ 2. アウトソーシング		☒ 3. 負担金・補助金		☒ 4. 市直営		記入者氏名				松崎 なみ恵				区 分				健康づくり・疾病予防				目				5. 環境衛生費			
										電話番号				0765-23-1004				基本事業名				その他											

事業概要（どのような事業か） 経営の合理化と公衆衛生の向上を図るため、公衆浴場の衛生設備改善を行う者に対し補助金を交付する。			単位	実績		計画			
				19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 公衆浴場事業者	対象指標	① 公衆浴場数	軒	14	11	11	11	11
			②						
			③						
手段	<平成20年度の主な活動内容> 補助金の申請がなかった。 *平成21年度の変更点 なし	活動指標	① 補助件数	件	2	0	0	0	0
			② 補助金交付額	千円	658	0	0	0	0
			③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 公衆浴場の経営の合理化を図る。	成果指標	① 廃業した公衆浴場	軒	1	3	0	0	0
			② 補助件数率	%	14.28	0.00	0.00	0.00	0.00
			③						
その結果	<施策の目指すがた> 心身ともに健康である人が増加しています。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入							
◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか） 昭和49年に「富山県公衆浴場衛生設備改善事業及び公衆浴場施設等整備事業補助金交付要綱」が制定され、本市においても県に習って昭和54年に「魚津市公衆浴場衛生設備改善補助金交付要綱」を制定されたと推測される。			財源内訳	①国・県支出金 (千円)	0	0	0	0	0
				②地方債 (千円)	0	0	0	0	0
				③その他(使用料・手数料等) (千円)	0	0	0	0	0
				④一般財源 (千円)	658	0	0	0	0
				A. 予算(決算)額(①)～④の合計 (千円)	658	0	0	0	0
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 昭和56年制定「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」において地方公共団体は公衆浴場の経営の安定を図るため必要な措置を講ずることで、住民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めることが任務となった。 近年、自宅に浴室が設置されるようになり、公衆浴場の市民ニーズは事業開始時に比べると低下してきている。また、施設の老朽化や後継者不足により、公衆浴場は減少してきており、今後も減少することが予想される。				①事務事業に携わる正規職員数 (人)	2	0	1	1	1
				②事務事業の年間所要時間 (時間)	120	0	20	20	20
				B. 人件費（②×人件費単価/千円） (千円)	481	0	84	84	84
				事務事業に係る総費用（A+B） (千円)	1,139	0	84	84	84
				(参考) 人件費単価 (円/人時間)	4,010	4,205	4,205	4,205	4,205
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） 事業者から、県と同一ではなく、市独自の補助制度を作ってもらえないかとの意見があった。			◆県内他市の実施状況	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)					
			● 把握している ○ 把握していない	➡	県内の補助対象設備、補助対象基準額				

平成 21 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 20 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
☐ 直結度大 ☒ 直結度中 ☐ 直結度小	説明 補助することにより、経営の合理化が図られ、公衆浴場を確保されることで、住民の健康の増進に資することに間接的に貢献する。
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
☐ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☒ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) ため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 ☐ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
なし	説明 成果向上の余地なし
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
あり	説明 今後公衆浴場は減少していくことが見込まれるので、補助件数も年々減っていくことが予想される。
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 既に必要最小限の業務時間で行っている。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地 (過去の見直しや社会経済状況等から)	
特定受益者あり・負担なし 適正化の余地なし	説明 補助事業については受益者負担がない。
9. 本市の受益者負担の水準 (県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
☐ 高い ☐ 平均 ☐ 低い	説明 補助事業については受益者負担がない。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
☐ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☐ 一部の市民などに、ニーズがある ☒ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☐ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☒ 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☐ 適切	☒ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☐ 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止		年度	
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☒ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成22年度)	調査したところ22年度に施設を改善する事業者がいなかったため、申請があった場合は補正で対応をする。	コストの方向性
	中・長期的 (3～5年間)	補助制度そのものは廃止できないが、公衆浴場は次第に減少することが予想されるので業務も減っていくことが見込まれる。	削減
			成果の方向性
			維持

★課長総括評価 (一次評価)

家庭風呂が普及しているが、市民の利用も多く、日常生活に欠かせないものである。また、災害時において被災者等に対する衛生上の果たす役割も大きいと考えられることから、継続が必要である。	二次評価の要否 不要
---	-------------------

平成 21 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 20 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	24102101	
事務事業名	地域医療推進事業	
予算書の事業名	3. 地域医療推進事業	
事業期間	開始年度	昭和52年度
実施方法	終了年度	昭和52年度
	当面継続	業務分類
	5. ソフト事業	
	○ 1. 指定管理者代行	● 2. アウトソーシング
	○ 3. 負担金・補助金	● 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	02050200
部名等	民生部	
課名等	健康センター	
係名等	母子保健係	
記入者氏名	木下 景子	
電話番号	0765-24-0415	

政策体系上の位置付け	コード2	241021
政策の柱	第2章 安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第4節 健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	1. 生涯にわたる健康づくりの推進	
区分	地域医療体制	
基本事業名	医療関係機関との連携強化	

予算科目	コード3	001040101
会計	一般会計	
款	4. 衛生費	
項	1. 保健衛生費	
目	1. 健康センター費	

◆事業概要（どのような事業か） 市民の生命と健康を保持するための初期救急体制として在宅当番医制の実施により休日の急病及び災害事故等救急医療機関を確保する。					単 位	実績		計画				
						19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
対 象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 魚津市民 休日に医療サービスを求める人	➡	対 象 指 標	① 魚津市民	人	46,494	46,000	46,000	46,000	46,000		
				② 休日診療受診者数	人	1,840	2,260	2,000	2,000	2,000		
				③								
手 段	<平成20年度の主な活動内容> 休日の診療を行う在宅当番医の日程の調整及び確保を魚津市医師会へ委託し、比較的軽症な救急患者の診療を行う在宅当番医制を実施する。 ※平成21年度の変更点 変更なし	➡	活 動 指 標	① 診療休業日数	日	75	75	75	75	75		
				② 休日在宅医療実施日数	日	75	75	75	75	75		
				③								
意 図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 休日在宅医療機関の確保により、市民は休日にも早期に医療サービスを受けられる。	➡	成 果 指 標	① 休日診療受診者数/魚津市民	%	0.04	0.05	0.04	0.04	0.04		
				② 休日在宅医療実施日数/休日（診療休業日数）	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00		
				③								
その結果	<施策の目指すがた> 心身ともに健康である人が増加しています。		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入									
◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか） 昭和52年、初期救急体制として、休日における地域住民の救急医療を確保するため、比較的軽症な救急患者の診療を行なうため在宅当番医制事業を開始した。					財 源 内 訳	①国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
						②地方債	(千円)	0	0	0	0	0
						③その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0
						④一般財源	(千円)	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
						A. 予算(決算)額(①～④の合計)	(千円)	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 新富山県医療計画において、救急医療体制における初期救急医療は地域医師会等の協力により、在宅当番医制等により実施する体制をとっている。 平成16年度までは、県補助金として基準額により運用されていたが、平成17年度より一般財源化されたが、引き続き休日の診療を行う在宅当番医の日程の調整及び確保を魚津市医師会へ委託し、比較的軽症な救急患者の診療を行う在宅当番医制を実施している。					①事務事業に携わる正規職員数	(人)	1	1	1	1	1	
					②事務事業の年間所要時間	(時間)	20	96	20	20	20	
					B. 人件費（②×人件費単価/千円）	(千円)	80	404	84	84	84	
					事務事業に係る総費用（A+B）	(千円)	2,080	2,404	2,084	2,084	2,084	
					(参考) 人件費単価	(円/時間)	4,010	4,205	4,205	4,205	4,205	
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） なし					◆県内他市の実施状況	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄) 他市町村の休日当番医制実施状況の把握						
					● 把握している ○ 把握していない	➡						

平成 21 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 20 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
☐ 直結度大 ☒ 直結度中 ☐ 直結度小	説明 休日に診療を受けられる医療体制により心身ともに健康である人が増加する。
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
☐ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☐ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) ため、市による実施が妥当 ☒ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 ☐ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)	
なし	説明 市民に対する初期救急医療の確保を目的にしていることから意図は適切である。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
なし	説明 魚津市医師会の理解と協力によりすべての休日に在宅診療をおこなっている。成果向上の余地はない。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
なし	説明 市民の利便また救急医療の観点から現在の体制が望ましいと考える。 連携する他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 医師会の協力により低コストの医療報酬で行っているため削減は難しい。
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 事業費は魚津市医師会への委託料のみである。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地 (過去の見直しや社会経済状況等から)	
特定受益者なし・負担なし 適正化の余地なし	説明 すべての市民が安心して生活できる地域医療体制整備である。受益者負担はない。
9. 本市の受益者負担の水準 (県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
☐ 高い ☒ 平均 ☐ 低い	説明 受益者負担はない。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
☒ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☐ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☒ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☐ 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☒ 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止		年度	
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☐ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成22年度)	改善・改革はなし 救急医療体制確保のための当該事業は継続することにより効果が永続的に得られるため。	コストの方向性 維持
	中・長期的 (3～5年間)	現状維持	成果の方向性 維持

★課長総括評価 (一次評価)

初期救急医療体制としての在宅当番医制は、休日の急病及び災害事故等救急医療機関を確保することにより、地域住民の救急慰労に寄与することから今後も継続が必要。	二次評価の要否 不要
--	-------------------

平成 21 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 20 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	24199901	
事務事業名	健康センター運営事業	
予算書の事業名	2. 健康センター運営費	
事業期間	開始年度	昭和61年度
	終了年度	
	当面継続	
	業務分類	1. 施設管理
実施方法	○ 1. 指定管理者代行	● 2. アウトソーシング
	○ 3. 負担金・補助金	● 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	02050200
部名等	民生部	
課名等	健康センター	
係名等	母子保健係	
記入者氏名	木下 景子	
電話番号	0765-24-0415	

政策体系上の位置付け	コード2	241999
政策の柱	第2章 安心して健やかにくらするまち	
政策名	第4節 健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	1. 生涯にわたる健康づくりの推進	
区分	その他	
基本事業名	その他	

予算科目	コード3	001040101
会計	一般会計	
款	4. 衛生費	
項	1. 保健衛生費	
目	1. 健康センター費	

◆事業概要（どのような事業か）					単位	実績		計画				
健康センターを適正に維持管理し運営していくため、検診料収納業務や施設維持管理のための契約、支払い、清掃・保守点検等業務を行う。						19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 健康センター施設 市民 健康センター利用者	➡	対象指標	① 支払・収納が生じた件数	件	1,199	1,173	1,200	1,200	1,200		
				② 支払・収納等を行った件数	件	1,199	1,173	1,200	1,200	1,200		
				③ 適正に行った月の割合	%	100	100	100	100	100		
手段	<平成20年度の主な活動内容> 検診料等の収納業務、施設維持管理のための契約・支払い業務、清掃・保守点検等業務 *平成21年度の変更点 なし	➡	活動指標	① 施設・設備修繕実施（計画）件数	件	7	11	10	10	10		
				② 清掃・保守点検等業務委託必要件数	件	8	8	8	8	8		
				③ 健康センター利用者	人	18,939	19,300	19,000	19,000	19,000		
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 健康センター施設を適正に維持管理し円滑な運営ができ、利用者が安全に利用しかつ満足できる施設となる	➡	成果指標	① 修繕実施件数/修繕必要（計画）件数	%	17,128.57	10,663.64	12,000.00	12,000.00	12,000.00		
				② 委託実施件数/委託必要件数	%	0.67	0.68	0.67	0.67	0.67		
				③ 健康センター利用者の割合	%	40.76	41.92	41.30	41.30	41.30		
その結果	<施策の目指すがた> 拠点施設が充実し柔軟で質の高いサービスや情報提供ができる。					↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						
◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか） 昭和61年の健康センター開設にともない実施					財 源 内 訳	①国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
						②地方債	(千円)	0	0	0	0	0
						③その他(使用料・手数料等)	(千円)	5	7	6	6	6
						④一般財源	(千円)	4,430	4,518	5,092	4,500	4,500
						A. 予算(決算)額(①)～④の合計	(千円)	4,435	4,525	5,098	4,506	4,506
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 施設が開設して23年が経過し、施設建物や空調設備等が老朽化し、その維持修繕等が課題となる傾向にある。					①事務事業に携わる正規職員数	(人)	1	1	1	1	1	
					②事務事業の年間所要時間	(時間)	600	1,048	1,000	1,000	1,000	
					B. 人件費（②×人件費単価/千円）	(千円)	2,406	4,407	4,205	4,205	4,205	
					事務事業に係る総費用（A+B）	(千円)	6,841	8,932	9,303	8,711	8,711	
					(参考) 人件費単価	(円/時間)	4,010	4,205	4,205	4,205	4,205	
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） なし					◆県内他市の実施状況	➡	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄) 維持管理という性質上、必要が生じた時点で他市の状況を把握する考えである。					
					○ 把握している ● 把握していない							

平成 21 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 20 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度（事務事業の施策の目指すがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）	
☒ 直結度大 ☐ 直結度中 ☐ 直結度小	説明 拠点施設が充実し柔軟で質の高いサービスや情報提供ができる。
2. 市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）	
☐ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☐ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当 ☒ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当 ☐ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	
3. 目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）	
なし	説明 施設設備等の老朽に伴い修繕箇所が増える傾向が予想される。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 経費の削減に努めてきたが、施設設備等の老朽に伴い修繕箇所が増えるため削減が困難である。
7. 人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 最小人員にて事務を執行し適切である。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）	
特定受益者なし・負担なし 適正化の余地なし	説明 保健事業は健康増進の意識をもって安心して暮らす上で市民に平等に行われていることから特定受益者はいないと考えられる。適正である。
9. 本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）	
☐ 高い ☒ 平均 ☐ 低い	説明 センターの利用は無料で行われている。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）	
☐ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☒ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☐ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☐ 緊急性が非常に高い ☒ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☐ 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☒ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止		年度	
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☐ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成22年度）	経費の削減に努めつつ、計画的に修繕等を行う。	コストの方向性 維持
	中・長期的（3～5年間）	中・長期的な視点で効率よく維持・管理をする。	成果の方向性 維持

★課長総括評価（一次評価）

市民の健康増進に関するニーズは高く、近年施設利用者も増加傾向にあるが、施設は築後22年を経過し、老朽化が進んでいることから計画的な補修修繕が必要となってきた。	二次評価の要否
	不要